

平成25年4月25日

自転車による製品事故の防止について（注意喚起）

自転車（※1）による事故は、冬の寒い時期は若干減少しますが、春先から秋の時期に増える傾向があります。さらに、死亡や重傷・軽傷等の人的被害に至る割合が全体の7割を占めており、事故防止のための注意が必要です。

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報（※2）のうち、平成19年度から23年度までの5年間に、自転車による事故が609件発生しています（※3）。

自転車による事故609件の被害状況は、死亡2件、重傷188件、軽傷257件、拡大被害（※4）2件、製品破損等160件です。

事故の発生状況を現象別に分析すると、自転車の種類によらず、次のような事故が多く発生しています。

- ① 自転車の部位（ハンドル、サドル等）の固定ボルトが緩んだために、脱落や折損したり、操作不能になった。
- ② 転倒等の衝撃や過大な荷重によって自転車の部位（サドル、前車輪等）が破損・折損した。
- ③ 坂や曲がり道等でバランスを崩して転倒した。
- ④ 車輪に泥よけや傘や買い物袋等の異物を巻き込んだ。

自転車による事故の多くが使用を始めて1年未満に発生しています。また、社告・リコール製品の事故も多く発生しています。乗る前の点検や使用の際の注意に加えて、販売店（自転車技士、自転車安全整備士等）による定期的な点検等により、未然に防ぐことができる事故も多いことから、社告・リコール情報の周知も含め、注意喚起を行うこととしました。

- （※1） 自転車は、一般用自転車、電動アシスト自転車、折り畳み自転車のほか、自転車用幼児座席（以下、幼児用座席とする）も含む。ただし、幼児用玩具の三輪車や一輪車等は除く。
- （※2） 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集した非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。ただし、警察の関わるような車両との接触等、交通事故は除く。
- （※3） 平成25年2月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。
- （※4） 製品本体の被害にとどまらず、延焼等周囲の製品や建物に被害が及ぶことを拡大被害としている。

1. 自転車の事故について

(1) 年度別事故発生件数及び被害状況について

自転車の事故は平成19年度から23年度までの5年間に609件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。

事故件数は、平成19年度から平成22年度まで増加傾向にありましたが、平成23年度においては、前年比60%に減少しています。これは、平成22年度は58件の幼児用座席による事故が発生していましたが、社告・リコールが行われ、平成23年度は8件と減少したためです。

平成23年度は事故件数は減少したものの、重傷の事故は108件中44件（40.7%）と依然として多く発生しています（5年間では死亡・重傷の事故は609件中190件（31.2%））。

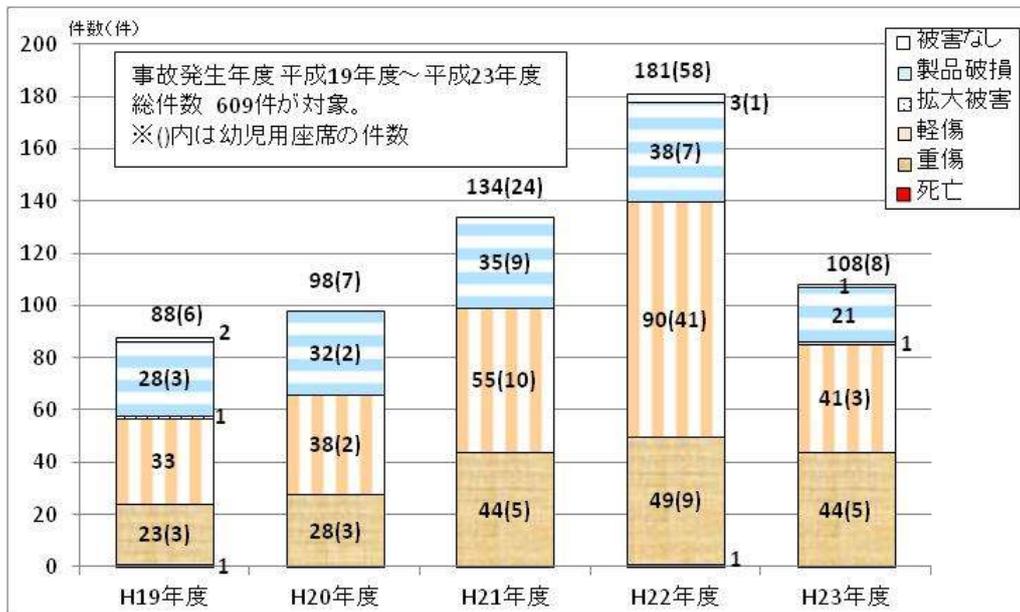


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

(2) 事故の月別発生件数について

自転車の事故において、事故発生月が判明した604件について「月別発生件数」を図2に示します。

月別にみると事故件数は、冬の寒い時期（1月～3月）は若干減少しますが、春先（4月）から秋（10月）の時期にかけて多発する傾向があります。



図2 月別発生件数

(3) 事故の年代別被害者数について

自転車の事故において人的被害にあった456人（447件）のうち、年代が判明した396人（393件）について、「年代別被害者数」を図3に示します。

10歳未満の被害者は100人で最も多く、その内訳は、幼児用座席によるものが78人、自転車自体の使用によるものが16人、その他が6人です。また、事故件数は年齢が上がるほど減少傾向にあります。また、重傷者数は減らず、高齢者ほど重傷に至る割合が高くなっています。さらに、死亡事故2件は、60歳代におけるブレーキ整備不良で壁に衝突と80歳代における運転を誤って道から転落したものです。

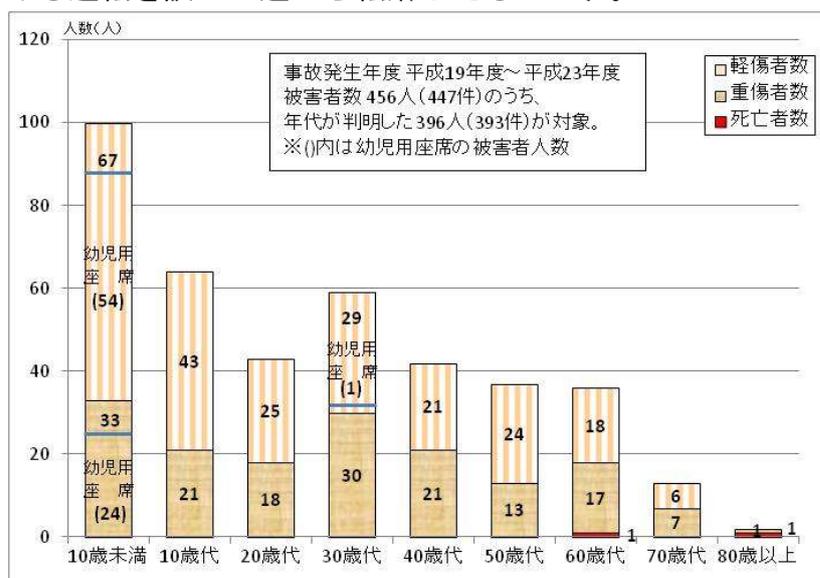


図3 年代別被害者数

(4) 事故の原因と被害について

事故原因区分別では、「製品に起因する事故（事故原因区分A、B、G3）」は218件（35.8%）、「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E、F）」は157件（25.7%）、「原因不明のもの（（事故原因区分G3を除いたG）」は180件（29.6%）となっています。

自転車による事故の特徴として、事故当時の使用状況が不明瞭なため、原因不明に分類される場合が多くなる傾向があります。また、「製品及び使い方に問題があったもの（事故原因区分B）」は44件（7.2%）、「施工、修理又は輸送等に問題があったもの（事故原因区分D）」は37件（6.1%）とNITEで事故原因分析を行っている他の製品に比較して多くなっています。

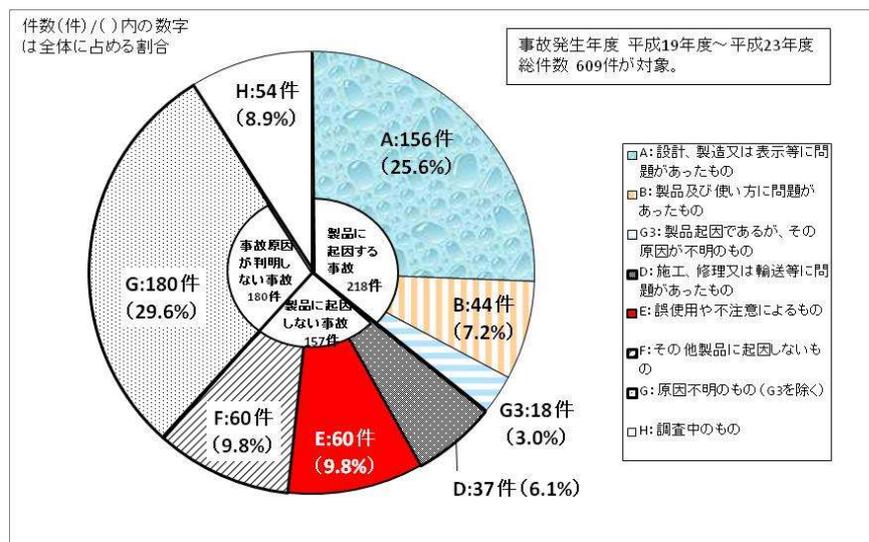


図4 事故原因区分別発生件数

自転車の「事故原因区分別被害状況」を表1に示します。

「製品に起因する事故」218件のうち、重傷・軽傷の人的被害は135件（61.9%）。また、「製品に起因しない事故」157件のうち、死亡・重傷・軽傷の人的被害は143件（91.0%）発生しています。事故全体の609件では人的被害件数は447件で、全体の73.4%と高い割合を占めています。また、「製品に起因しない事故」の重傷事故（81件）は、「製品に起因する事故」の重傷事故（33件）よりも約2.5倍多く発生しています。

表1 事故原因区分別被害状況 (※5)

被害状況 事故原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A:設計、製造又は表示等に問題があったもの		19 (19)	66 (71)	1	67	3	156 (90)
	B:製品及び使い方に問題があったもの		10 (10)	30 (30)		4		44 (40)
	C:経年劣化によるもの							0 (0)
	G3:製品起因であるが、その原因が不明のもの		4 (4)	6 (6)		8		18 (10)
	小計	0 (0)	33 (33)	102 (107)	1 (0)	79 (0)	3 (0)	218 (140)
製品に起因しない事故	D:施工、修理、又は輸送等に問題があったもの		5 (5)	27 (27)		5		37 (32)
	E:誤使用や不注意によるもの	2 (2)	26 (27)	24 (25)		8		60 (54)
	F:その他製品に起因しないもの		50 (50)	9 (9)			1	60 (59)
	小計	2 (2)	81 (82)	60 (61)	0 (0)	13 (0)	1 (0)	157 (145)
G:原因不明のもの (G3を除く)			27 (27)	92 (94)		59	2	180 (121)
H:調査中のもの			47 (47)	3 (3)	1	3		54 (50)
合計	事故件数 被害者数	2 (2)	188 (189)	257 (265)	2 (0)	154 (0)	6 (0)	609 (456)

(※5) 平成25年2月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(5) 種類別の被害状況

自転車による事故の「製品別の被害状況」を表2に示します。

事故は、一般用自転車が最も多く309件、次に電動アシスト自転車115件、幼児用座席103件、折り畳み自転車67件、その他の自転車15件の順になっています。1件の事故で複数の被害者が出ている事故は、幼児用座席が関係するものです。

表2 自転車の製品別の被害状況(件)(※5)

被害状況 製品の種類	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
一般用自転車 (折り畳み自転車を除く)	1 (1)	99 (99)	112 (113)		94	3	309 (213)
電動アシスト自転車	1 (1)	36 (36)	51 (55)	2	23	2	115 (92)
折り畳み自転車		27 (27)	27 (27)		13		67 (54)
その他の自転車		1 (1)	11 (11)		3		15 (12)
幼児用座席		25 (26)	56 (59)		21	1	103 (85)
小計	2 (2)	188 (189)	257 (265)	2 (0)	154 (0)	6 (0)	609 (456)

(6) 使用期間別の被害状況

自転車による事故609件のうち、使用期間が判明した自転車本体の事故446件及び幼児用座席の事故93件について、「使用期間別被害状況」を図5及び図6に示します。

自転車本体の事故446件については、固定ボルトが緩んだ、製造時・組立時の取付不備や締付不足、自転車に不慣れでバランスを崩す等1年未満に235件(52.7%)の事故が発生しています(表3)。また幼児用座席の事故については、3年未満の事故が多くなっています。

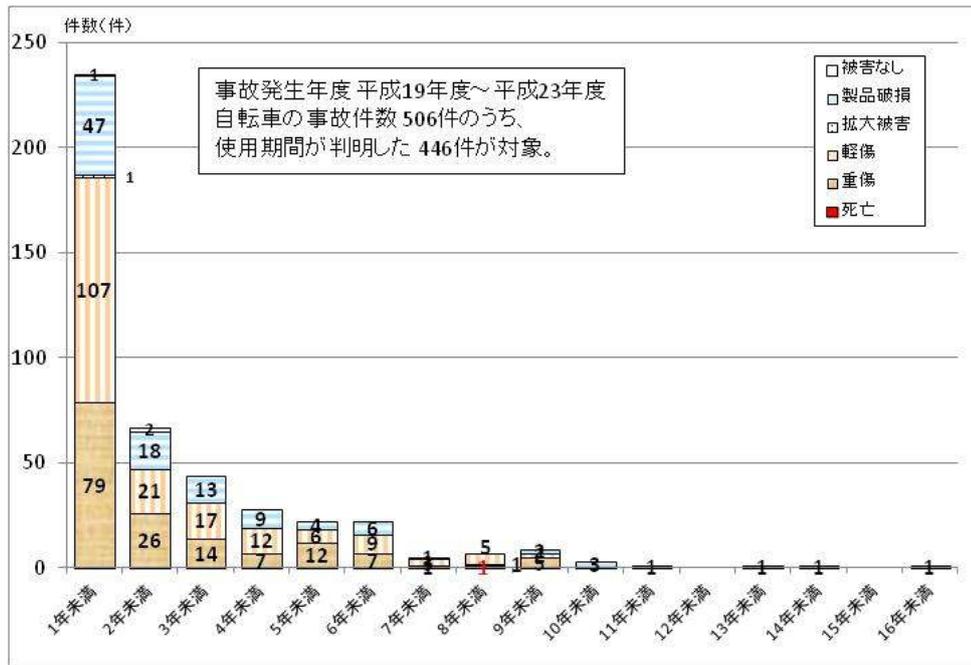


図5 使用期間別被害状況(自転車本体)

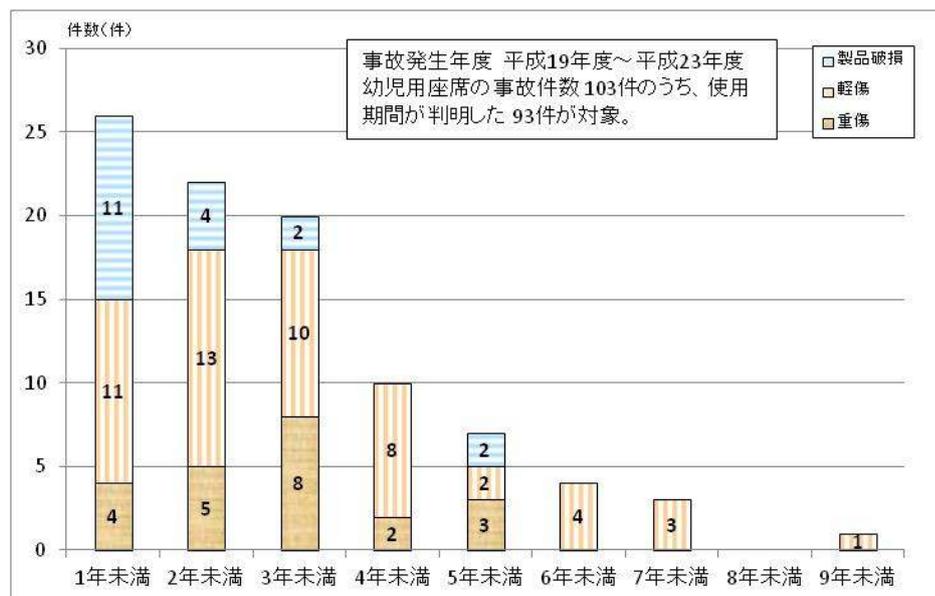


図6 使用期間別被害状況(幼児用座席)

表3 1年未満の自転車本体の現象別被害状況（※抜粋）

被害状況 現象の内容		人的被害		物的被害	被害なし	合計
		重傷	軽傷	製品破損		
製品に起因する事故	製造組付段階での締付不足により、固定ボルトが緩んで自転車の部位（ペダル・クランク、ハンドル、サドル等）が、脱落・折損したり、操作不能になった	3 (3)	7 (9)	4		14 (12)
	製造組付段階での取付不備により、過大な荷重がかかり、自転車の部位（ペダル・クランク、チェーン等）が破損・折損した	5 (5)	3 (3)	5	1	14 (8)
	溶接または接合不良により、強度が低下して自転車の部位（フレーム、前車輪等）が折損した		10 (10)	3		13 (10)
	強度不足により、走行中の衝撃荷重によって自転車の部位（フレームハンドル）に亀裂が生じ、破損した		3 (3)	3		6 (3)
製品に起因しない事故	自転車の部位（ハンドル、サドル、ペダル・クランク等）の固定ボルトが緩んだために脱落や折損したり、操作不能になった	8 (8)	18 (18)	5		31 (26)
	坂や曲がり道等でバランスを崩して転倒した	13 (13)	8 (8)			21 (21)
	転倒等の衝撃や過大な荷重によって自転車の部位（フレーム、サドル、前車輪等）が破損・折損した	8 (8)	5 (5)	7		20 (13)
	車輪に泥よけや傘や買い物袋等の異物を巻き込んだ	6 (6)	9 (9)			15 (15)
	取付不備のため、自転車の部位（ペダル・クランク、幼児用座席）が脱落・破損した		4 (4)	1		5 (4)

(7) 事故の現象別被害状況

自転車の事故の「現象別被害状況」を表4に示します。

「自転車の部位の固定ボルトが緩んだために脱落や折損したり、操作不能になった」57件（重傷事故17件）や「転倒等の衝撃や過大な荷重によって自転車の部位が破損・折損した」56件（重傷事故20件）と製品に起因しない事故及び事故原因が判明しない事故で多くの事故が発生しています。

表4 自転車の現象別被害状況（※5）

被害状況 現象の内容	人的被害			物的被害		被害無し	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故 (事故原因区分A、B、G3)	0 (0)	33 (33)	102 (107)	1 (0)	79 (0)	3 (0)	218 (140)
強度不足により、走行中の衝撃荷重によって自転車の部位（フレーム、ペダル・クランク、ハンドル、サドル、前車輪等）が折損した。		3 (3)	10 (10)		20		33 (13)
幼児用座席の固定方法に構造上の問題があり、さらに、足乗せ部に通常使用時の転倒等の衝撃による変形や亀裂があるまま使用し、足乗せ部の脱落・破損や幼児の足が巻き込まれる等した。		4 (4)	19 (19)		3		26 (23)
溶接または接合不良により、強度が低下して自転車の部位（フレーム、前車輪等）が折損した。		3 (3)	16 (16)		6		25 (19)
製造組付段階での締付不足により、固定ボルトが緩んで自転車の部位（ペダル・クランク、ハンドル、サドル等）が、脱落・折損したり、操作不能になった。		4 (4)	11 (13)		6		21 (17)
製造組付段階での取付不備により、過大な荷重がかかり、自転車の部位（ペダル・クランク、チェーン等）が破損・折損した。		5 (5)	6 (6)		6	1	18 (11)
電動アシスト自転車で、電流センサーのはんだ量不足により亀裂が生じ、モーターの電流制御に異常が発生し、急発進した。		3 (3)	11 (11)		1		15 (14)
その他（材質不良によって破損した、バッテリー制御部から発煙した等）		11 (11)	29 (32)	1	37	2	80 (43)
製品に起因しない事故及び事故原因が判明しない事故 （事故原因区分D、E、F、G1、G2）	2 (2)	108 (109)	152 (155)	0 (0)	72 (0)	3 (0)	337 (266)
自転車の部位（ハンドル、サドル、ペダル・クランク等）の固定ボルトが緩んだために脱落や折損したり、操作不能になった。		17 (17)	27 (27)		12	1	57 (44)
転倒等の衝撃や過大な荷重によって自転車の部位（フレーム、サドル、前車輪等）が破損・折損した。		20 (20)	16 (16)		20		56 (36)
坂や曲がり道等でバランスを崩して転倒した。	1 (1)	21 (22)	9 (10)			1	32 (33)
車輪に泥よけや傘や買い物袋等の異物を巻き込んだ。		11 (11)	15 (16)				26 (27)
取付不備のため、自転車の部位（ペダル・クランク、幼児用座席）が脱落・破損した。		4 (4)	11 (11)		6		21 (15)
その他（整備不良のまま使用しており、操作不能になったり、転倒した等）	1 (1)	10 (10)	34 (34)		15		60 (45)
不明		25 (25)	40 (41)		19	1	85 (66)
調査中のもの	0 (0)	47 (47)	3 (3)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	54 (50)
合計	2 (2)	188 (189)	257 (265)	2 (0)	154 (0)	6 (0)	609 (456)

○自転車共通の事故現象

- ・強度不足による破断や締付不足によるゆるみ、締め付け過ぎによる折損等。

○電動アシスト自転車の事故現象

- ・電流制御異常による急発進。
- ・バッテリー制御部からの発煙。

○折り畳み自転車の事故現象

- ・折り畳みロック機構部のゆるみ。

○幼児用座席の事故現象

- ・幼児足乗せ部に变形や亀裂が発生して使用中に脱落したもの。
(脱落したまま使用し幼児の足が巻き込まれた事故もあります。)

(8) 事故事例の概要について

自転車の事故について、現象別に事例を示します。

ア. 製品に起因する事故

- ① 強度不足により走行中の衝撃荷重によって自転車の部位（フレーム、ペダル・クランク、ハンドル、サドル、前車輪等）が折損した。

○平成23年6月24日（愛知県、30歳代・男性、重傷）

（事故内容）

折り畳み自転車で走行中、転倒し、負傷した。折り畳み自転車のサドルが脱落していた。

（事故原因）

この折り畳み自転車は、固定ボルト1本でサドルを固定する構造である。固定ボルトは、JIS基準の耐久強度を満たしておらず、また、疲労破壊の特徴であるビーチマーク（貝殻状の模様）が認められた。このため、使用中の繰り返し応力により、固定ボルトの亀裂が進行して折損し、サドルが外れ、転倒したものと推定される。

- ② 幼児用座席の固定方法に構造上の問題があり、さらに、足乗せ部に通常使用時の転倒等の衝撃による変形や亀裂があるまま使用し、足乗せ部の脱落・破損や幼児の足が巻き込まれる等した。

○平成23年7月15日（埼玉県、10歳未満・男性、重傷）

（事故内容）

幼児を幼児用座席に乗せて自転車で走行中、左側足乗せ部分が外れ、幼児の足が車輪に巻き込まれ、負傷した。

（事故原因）

使用中に繰り返される負荷により足乗せ部の取付部板が破損し、足乗せ部分が外れ、事故の発生に至ったものと推定される。

（社告・リコール対象品による事故）

③ 溶接または接合不良により強度が低下して自転車の部位（フレーム、前車輪等）が折損した。

○平成23年10月10日（北海道、20歳代・男性、軽傷）

（事故内容）

一般用自転車で走行中、フレームの上下パイプが接合部分より抜けたために転倒し、軽傷を負って、衣服等が破れた。

（事故原因）

フレームのヘッド部には上下2本のパイプが接合されているが、下パイプの接合部にろう付け不良があったため、ろう付けが外れて下パイプを接合しているヘッド部ラグに応力が集中し、破断したものと推定される。

（社告・リコール対象品による事故）

④ 製造組付段階での締付不足により、固定ボルトが緩んで、自転車の部位（ペダル・クランク、ハンドル、サドル等）が脱落・折損したり、操作不能になった。

○平成22年5月25日（神奈川県、30歳代・女性、軽傷）

（事故内容）

電動アシスト自転車で走行中、ハンドルを切ったが操作不能となり転倒し、2人が軽傷を負った。

（事故原因）

販売会社で行った9割方まで組み上げて梱包する際に、ハンドルポスト締結ネジの締め付け不足により十分に固定されていなかったため、ハンドルがゆるみ事故に至ったものと推定される。

⑤ 製造組み付け段階での取付不備により、過大な荷重がかかり、自転車の部位（ペダル・クランク、チェーン等）が破損・折損した。

○平成22年5月17日（愛知県、40歳代・男性、軽傷）

（事故内容）

折り畳み自転車で走行中、後輪のスポークが折れたためにバランスを失って転倒し、手首を捻挫した。

（事故原因）

後輪のスポークに組み付け不良があったため、走行中の荷重等によりスポークが折損し、転倒に至ったものと推定される。

⑥ 電動アシスト自転車で、電流センサーのはんだ量不足により亀裂が生じ、モーターの電流制御に異常が発生し、急発進した。

○平成23年5月2日（大阪府、50歳代・女性、軽傷）

（事故内容）

電動アシスト自転車を発進しようとしたところ、突然動き出したために壁に当たって転倒し、軽傷を負った。

（事故原因）

コントローラー基板上の電流センサーのリード端子にはんだ量不足があったため、はんだ接続部に亀裂が発生し、モーター電流制御に異常が生じて、モーター駆動が継続する状態になり、動き出してフェンスに衝突したものと推定される。

（社告・リコール対象品による事故）

イ. 製品に起因しない事故及び事故原因が判明しない事故

- ① 自転車の部位（ハンドル、サドル、ペダル・クランク等）の固定ボルトが緩んだために、脱落や折損したり、操作不能になった。

○平成22年10月6日（山口県、60歳代・男性、軽傷）

（事故内容）

一般用自転車で走行中、サドルが外れたために転倒し、打撲を負った。

（事故原因）

サドルを固定するボルトの締付け方が弱かったため、がたつきが生じてボルトに過大な衝撃荷重が加わり、ボルトが疲労破壊し、サドルが外れたものと推定される。

なお、取扱説明書には、サドルがしっかり固定されているか確認し、がたつきがある場合は工具を用いて固定する旨が記載されていた。

- ② 転倒等の衝撃や過大な荷重によって自転車の部位（フレーム、サドル、前車輪等）が破損・折損した。

○平成20年10月17日（宮城県、30歳代・男性、重傷）

（事故内容）

一般用自転車で下り坂を走行中にブレーキを何度か掛けた後に、ロックされた様になり、転倒して骨折した。

（事故原因）

下り坂でブレーキ制動中に、路上の段差等に乗上げた衝撃で、前輪リムが変形し、前輪がロックされたものと推定される。

- ③ 坂や曲がり道等でバランスを崩して転倒した。

○平成22年7月3日（神奈川県、60歳代・女性、軽傷）

（事故内容）

登り坂の途中で電動アシスト自転車で発進する際、後ろへ下がったため転倒し、打撲などの軽傷を負った。

（事故原因）

事故は購入直後の練習中に発生しており、かつ事故現場が急な坂（傾斜：8度）であったため、自転車が後退してしまった際に、使用者がブレーキやハンドル操作、足を地面に付く等の対応が遅れて事故に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書には慣れるまで安全な場所で練習する旨の記載があった。

- ④ 車輪に泥よけや傘や買い物袋等の異物を巻き込んだ。

○平成22年7月11日（神奈川県、10歳代・男性、軽傷）

（事故内容）

一般用自転車で走行中、突然前輪がロックされたために投げ出され、頭部を強打した。

（事故原因）

左前ホークが外側及び後方に変形しており、左の前輪泥よけステーにも変形が見られること、また、スポークに変形や異物の付着が認められることから、走行中ホークやステーとスポークの間に左側から異物を噛みこんで急制動がかかり、転倒したものと推定される。

⑤ 取付不備のため、自転車の部位（ペダル・クランク、幼児用座席）が脱落・破損した。

○平成21年6月7日（東京都、10歳未満・男性、軽傷）

（事故内容）

子どもが一般用自転車で走行中、ペダルが抜け落ちて転倒し、膝に擦り傷を負った。

（事故原因）

この一般用自転車のペダルは着脱式で、ペダル軸の挿入が不完全な状態で使用中に自転車を倒したため、ストッパーが変形してペダルの固定ができなくなっていたにもかかわらず、使用を続けたためペダルが抜け落ちたものと推定される。

2. 自転車の事故の防止について

自転車を利用する場合には、取扱説明書の注意事項を守るとともに、次の事項にご注意ください。

○ 自転車を選ぶ時

自転車は、乗る人の体格や使用する目的に合ったものを使用してください。

品質・安全性についての基準に適合した自転車に貼付される認証マーク（参考1）を参考にしましょう。

整備不良車（ブレーキの装備されていないいわゆる「ピスト車」等）は、公道では使用できません。

○ 自転車に乗る時

- ・乗る前の点検をしてください。（車体、タイヤ、ハンドル、ブレーキ、チェーンなど、後述のチェックリストを参照。）
- ・ゆるみやがたつきなど異常がみつかったら、購入した販売店等（自転車技士、自転車安全整備士等）の点検を受けてください。（点検は有料です。）
- ・ハンドルに買い物袋などを下げたり、傘やステッキをつり下げて乗らないでください。車輪に巻き込まれたりすると危険です。
- ・ライトを点灯する際には、足で操作しないでください。車輪に巻き込まれたりすると危険です。
- ・電動アシスト自転車は、ペダルを強く踏むと急発進するので、片足乗り（ケンケン乗り）はしないでください。
- ・段差乗り越え時の衝撃には十分注意してください。特に小径や細い車輪の自転車は危険です。
- ・折り畳み自転車は、折り畳み部分が確実に固定されていることを確認してください。突然折り畳み部が外れると危険です。
- ・安全使用のための講習を受けましょう。詳しくは自治体あるいは、最寄りの警察署や交通安全協会に確認してください。
- ・取扱説明書を必ず読んでください。

○ 販売店等による点検（有料）

多くの製品事故が使用を始めて1年未満に発生しています。使用開始後の初期点検に加えて、6カ月後、1年後の定期点検等、その後も最低1年に一度は販売店（自転車技士、自転車安全整備士等）による点検を受けましょう。

自転車が衝突や転倒等による衝撃を受けた時や自転車に傷み、ゆるみ、がたつきなどの異常を感じた時も、販売店の点検を受けてください。

【チェックリスト】

- 本体（フレーム）に亀裂やサビの発生など傷みがありませんか。放置するとフレームが破損して転倒するおそれがあります。
- ペダルにがたつきや歪みがありませんか。放置するとペダルが破損、脱落して転倒するおそれがあります。
- 前輪、後輪の取り付けにゆるみや歪みがありませんか。放置すると車輪が脱落して転倒するおそれがあります。

- 前輪、後輪のリムに変形やスポークのゆるみがありませんか。放置すると車輪がロックして転倒するおそれがあります。
- チェーンに余分なたるみ、サビ、摩耗や回転の異常がありませんか。放置するとチェーンが切れて転倒するおそれがあります。
- ハンドル軸（ステム）のはめ合わせ限界標識が隠れていて、確実に締まっていますか。限界標識が見えたりゆるみがあると、ハンドルが抜けて転倒するおそれがあります。
- ブレーキのレバーやブレーキブロックの取り付けのゆるみ、ワイヤーの伸び、サビや傷みがありませんか。放置すると制動不良やブレーキが破損して衝突事故につながるおそれがあります。
- 泥よけに曲がりや外れがありませんか。放置すると車輪に巻き込まれて転倒するおそれがあります。
- サドルのシート柱（ポスト）のはめ合わせ限界標識が隠れていて、確実に締まっていますか。限界標識が見えたりゆるみがあると、サドルが外れて転倒するおそれがあります。
- タイヤの空気圧は適切ですか。異物のささりはありませんか。空気圧の低下や異物のささりがあるとパンクやリム外れのおそれがあります。
- 前ホークに亀裂、変形、サビの発生などありませんか。放置すると前ホークが破損して転倒するおそれがあります。
- 折り畳み自転車は、折り畳み部が確実に固定されていますか。確実に固定されていないと、可動部が折れて転倒するおそれがあります。

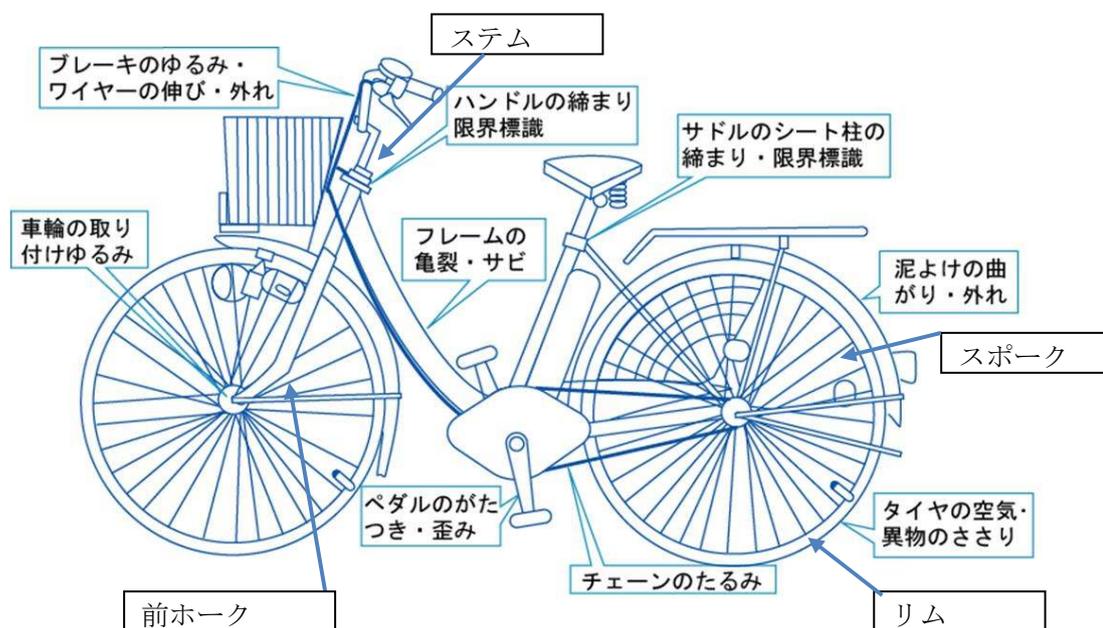


図7 一般用・電動アシスト自転車のチェックリスト

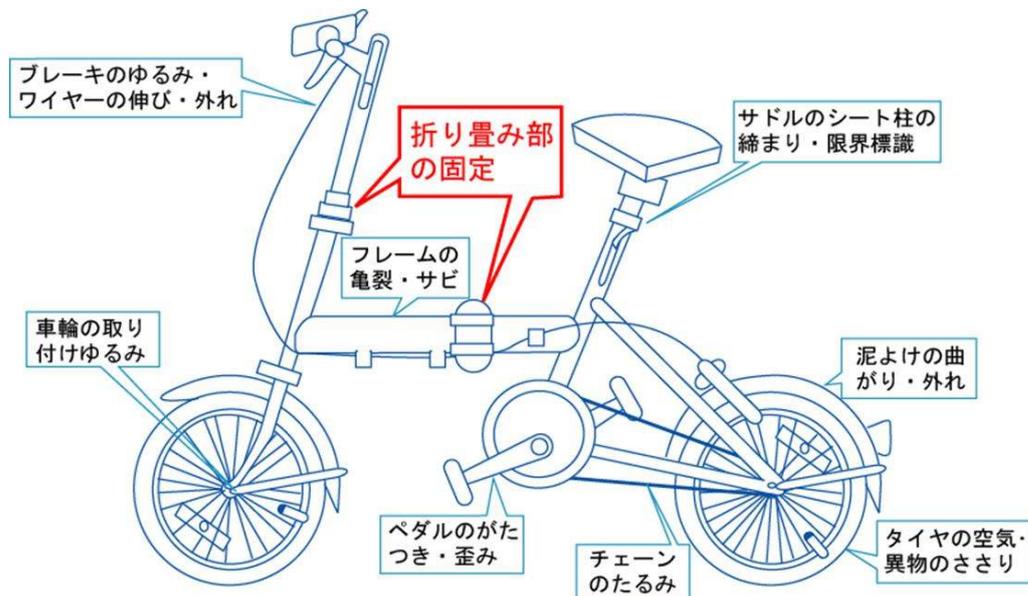


図8 折り畳み自転車のチェックリスト

○ リコール製品による事故の防止について

リコールの行われている製品でないか、確認してください（参考2）。もし、該当していれば、ただちに使用を中止して、製造事業者や販売店に連絡してください。そのまま使用すると、

- ・ 幼児用座席は足乗せ部が破損して、足が車輪に巻き込まれ事故になる。
- ・ 電動アシスト自転車は、モーター制御に異常が生じ、モーターが回り続ける。
- ・ そのほか、各種自転車においてフレームやホーク、ペダルが破損する。等の事故が発生するおそれがあります。

(別紙)

○本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	H	調査中のもの	調査中のもの

1. 自転車の認証マークについて

品質・安全性についての基準に適合した自転車は認証マーク（BAAマーク、SGマーク、JISマークなど）が貼付されています。購入の際には参考にしましょう。

◇ BAAマークとは

- ・一般社団法人自転車協会が制定した自転車安全基準に適合した自転車に貼付することができるマークのこと。
- ・自転車安全基準は、JISをベースとし、加えてJISにない要件（例えば、ライトに関しては自動点灯または手元操作可能なライトに限定）やJISより厳しい基準値（例えば、雨天時ブレーキをかけて停止するまでの制動距離の短縮化）等安全性を高めている基準である。
- ・スポーツ車（MTB類形車除く）、MTB類形車、シティ車、折りたたみ車、幼児車、電動アシスト自転車、幼児2人同乗自転車について自転車安全基準がある。
- ・代表的なシティ車の場合、安全性に影響の高い16項目（ブレーキ制動性能、フレームの強度、駆動部の強度、前照灯の光度、リフレクターの反射性能等）については、自転車協会が認定した検査機関で適合性検査を受けなければならない。残りの検査項目については、必ずしも自転車協会が認定している検査機関で検査を受ける必要はないが、自社の責任で自転車安全基準に適合していることを確認する義務があり、その旨自転車協会に書類を提出する必要がある。
- ・製造上の欠陥で事故が発生した場合には、事業者の責任で補償される。
- ・BAAマーク制度は、平成16年9月からスタートしている。

◇ SBAAマークとは

- ・一般社団法人自転車協会が制定したスポーツ用自転車安全基準に適合した自転車に貼付することができるマーク（スポーツBAAマーク）のこと。
- ・スポーツ用自転車安全基準は、ヨーロッパのEN規格をベースに、日本の道路事情、日本人との体格差、日本と欧州の気候の差を考慮して制定されたものである。
- ・タウンスポーツ車、MTB、レーシング車のスポーツ用自転車についてスポーツ用自転車安全基準がある。
- ・タウンスポーツ車の場合は、安全性に影響の高い15項目（ブレーキ制動性能、フレームの強度、ハンドルの強度、ペダルの強度等）については、自転車協会が認定した検査機関で適合性検査を受けなければならない。残りの検査項目については、必ずしも自転車協会が認定している検査機関で検査を受ける必要はないが、自社の責任でスポーツ用自転車安全基準に適合していることを確認する義務があり、その旨自転車協会に書類を提出する必要がある。
- ・製造上の欠陥で事故が発生した場合には、事業者の責任で補償される。
- ・SBAAマーク制度は、平成19年10月からスタートしている。

◇ SGマークとは

- ・一般財団法人製品安全協会と協会に委託された検査機関で認証を受けた製品に事業者が貼付できるマークのこと。
- ・認証には、一般財団法人製品安全協会が定める方法（検査又は審査＋試験）でSG基準に適合することを確認する必要がある。
- ・SGマークの認定基準及び基準確認方法は、JISマーク基準に合致する。
- ・一般用自転車、自転車用幼児用座席等についてSGマーク基準が定められている。
- ・製造上の欠陥で事故が発生した場合には、一般財団法人製品安全協会の責任で補償される。
- ・SGマーク制度は、昭和48年10月からスタートしている。

◇ J I Sマークとは

- ・ 国に登録された機関から認証を受けた製品に事業者が貼付できるマークのこと。
- ・ 自転車のJ I Sマーク認証機関としては、一般財団法人日本車両検査協会がある。
- ・ 新J I Sマーク制度は、平成16年6月からスタートしている。



B A A マーク



S B A A マーク



S G マーク



J I S マーク

2. 自転車の社告・リコール製品について

N I T Eに通知された自転車事故のうち、平成19年度から平成23年度までに発生した事故は609件あり、そのうち社告・リコールを行った製品による事故は166件ありました。このうち、社告・リコール後に発生した事故は67件ありました。「リコール製品での再発事故の製品別の被害状況」を表に示します。

リコール製品での再発事故は、幼児用座席が最も多く37件、次に電動アシスト自転車20件、一般用自転車8件、その他の部位（ペダル）2件の順になっています。

また、N I T Eでは、事業者等が行ったリコール情報を同一形式に編集し公開しています。

(<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>)

N I T Eに届け出のされた平成19年以降の自転車の社告・リコールについては、「社告・リコール製品の一覧」(http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs130425_sha.pdf)を参考にしてください。

以下からリコール情報の検索もできます。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

(検索サイトを利用する場合には、「N I T E」、「リコール」等の言葉で検索してください)

※注意喚起ちらし、注意喚起リーフレット、PSマガジンでも社告・リコール情報を提供しています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>

<http://www.nite.go.jp/jiko/psm/index.html>

表 リコール製品での再発事故の製品別の被害状況（件）（※5）

被害状況 製品の種類	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
一般用自転車 (折り畳み自転車を除く)		2 (2)	4 (4)		2		8 (6)
電動アシスト自転車		3 (3)	14 (14)		3		20 (17)
折り畳み自転車							0 (0)
その他の自転車							0 (0)
幼児用座席		9 (9)	28 (28)				37 (37)
その他の部品（ペダル）					2		2 (0)
小計	0 (0)	14 (14)	46 (46)	0 (0)	7 (0)	0 (0)	67 (60)

以上